

北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（改正原案）対照表

改正箇所	改正後	改正前
○目次	<p>目 次 (略)</p> <p>第2 高齢者医療を取り巻く現状と医療保険者としての課題 1</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>高齢者保健事業</u>の状況 6</p> <p>(略)</p> <p>第4 施策の方針 9</p> <p>1 医療費の適正化の推進 9</p> <p>2 <u>高齢者保健事業</u>の充実 9</p> <p>(略)</p>	<p>目 次 (略)</p> <p>第2 高齢者医療を取り巻く現状と医療保険者としての課題 1</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>保健事業</u>の状況 6</p> <p>(略)</p> <p>第4 施策の方針 9</p> <p>1 医療費の適正化の推進 9</p> <p>2 <u>保健事業</u>の充実 9</p> <p>(略)</p>
○1 ページ 第2 高齢者医療を取り巻く現状と医療保険者としての課題	<p>1 被保険者の状況 (略)</p> <p>また、国立社会保障・人口問題研究所が平成29年(2017年)4月に公表した人口の将来推計によると、我が国は今後、総人口が減少し続けるのに対して、75歳以上人口は、<u>令和12年</u>（2030年）までは増加しその後減少に転じていきます。北海道の人口推計も全国と同じ傾向となっていますが、<u>令和7年</u>（2025年）には102万4千人となり、平成27年（2015年）からの10年間で約1.3倍となり、その割合は20%を超えると推計されています。</p> <p>(略)</p>	<p>1 被保険者の状況 (略)</p> <p>また、国立社会保障・人口問題研究所が平成29年(2017年)4月に公表した人口の将来推計によると、我が国は今後、総人口が減少し続けるのに対して、75歳以上人口は、<u>平成42年</u>（2030年）までは増加しその後減少に転じていきます。北海道の人口推計も全国と同じ傾向となっていますが、<u>平成37年</u>（2025年）には102万4千人となり、平成27年（2015年）からの10年間で約1.3倍となり、その割合は20%を超えると推計されています。</p> <p>(略)</p>

改正箇所	改正後	改正前																																																																
○ 2 ページ 第 2 高齢者医療を取り巻く現状と医療保険者としての課題	<p>図 1. 北海道の人口の推移と将来推計における 75 歳以上人口割合</p> <table border="1"> <caption>北海道人口データ (図 1)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口 (千人)</th> <th>75歳以上人口 (千人)</th> <th>75歳以上人口割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22</td><td>5,506</td><td>657</td><td>12.2</td></tr> <tr><td>H27</td><td>5,382</td><td>768</td><td>11.0</td></tr> <tr><td>R2(2020)</td><td>5,178</td><td>881</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>R7(2025)</td><td>4,960</td><td>1,024</td><td>17.0</td></tr> <tr><td>R12(2030)</td><td>4,719</td><td>1,091</td><td>19.2</td></tr> <tr><td>R17(2035)</td><td>4,462</td><td>1,077</td><td>23.1</td></tr> <tr><td>R22(2040)</td><td>4,190</td><td>1,050</td><td>24.1</td></tr> </tbody> </table>	年	人口 (千人)	75歳以上人口 (千人)	75歳以上人口割合 (%)	H22	5,506	657	12.2	H27	5,382	768	11.0	R2(2020)	5,178	881	14.3	R7(2025)	4,960	1,024	17.0	R12(2030)	4,719	1,091	19.2	R17(2035)	4,462	1,077	23.1	R22(2040)	4,190	1,050	24.1	<p>図 1. 北海道の人口の推移と将来推計における 75 歳以上人口割合</p> <table border="1"> <caption>北海道人口データ (図 1)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口 (千人)</th> <th>75歳以上人口 (千人)</th> <th>75歳以上人口割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22</td><td>5,506</td><td>657</td><td>12.2</td></tr> <tr><td>H27</td><td>5,382</td><td>768</td><td>11.0</td></tr> <tr><td>H32(2020)</td><td>5,178</td><td>881</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>H37(2025)</td><td>4,960</td><td>1,024</td><td>17.0</td></tr> <tr><td>H42(2030)</td><td>4,719</td><td>1,091</td><td>19.2</td></tr> <tr><td>H47(2035)</td><td>4,462</td><td>1,077</td><td>23.1</td></tr> <tr><td>H52(2040)</td><td>4,190</td><td>1,050</td><td>24.1</td></tr> </tbody> </table>	年	人口 (千人)	75歳以上人口 (千人)	75歳以上人口割合 (%)	H22	5,506	657	12.2	H27	5,382	768	11.0	H32(2020)	5,178	881	14.3	H37(2025)	4,960	1,024	17.0	H42(2030)	4,719	1,091	19.2	H47(2035)	4,462	1,077	23.1	H52(2040)	4,190	1,050	24.1
年	人口 (千人)	75歳以上人口 (千人)	75歳以上人口割合 (%)																																																															
H22	5,506	657	12.2																																																															
H27	5,382	768	11.0																																																															
R2(2020)	5,178	881	14.3																																																															
R7(2025)	4,960	1,024	17.0																																																															
R12(2030)	4,719	1,091	19.2																																																															
R17(2035)	4,462	1,077	23.1																																																															
R22(2040)	4,190	1,050	24.1																																																															
年	人口 (千人)	75歳以上人口 (千人)	75歳以上人口割合 (%)																																																															
H22	5,506	657	12.2																																																															
H27	5,382	768	11.0																																																															
H32(2020)	5,178	881	14.3																																																															
H37(2025)	4,960	1,024	17.0																																																															
H42(2030)	4,719	1,091	19.2																																																															
H47(2035)	4,462	1,077	23.1																																																															
H52(2040)	4,190	1,050	24.1																																																															
○ 6 ページ 第 2 高齢者医療を取り巻く現状と医療保険者としての課題	<p>4 <u>高齢者保健事業</u>の状況 (略)</p> <p>広域連合においては、平成 27 年(2015 年) 2 月に保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、健康寿命の延伸を目的に、健康診査、歯科健康診査、加齢に伴う虚弱な状態（フレイル^(注6)）<u>への対策に重点を置いた訪問指導等の高齢者保健事業^(注7)を市町村と連携・協力して実施するほか、医療費通知事業等</u>を実施して、それによりもたらされる医療費の適正化に努めています。 (略)</p>	<p>4 <u>保健事業</u>の状況 (略)</p> <p>広域連合においては、平成 27 年(2015 年) 2 月に保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、健康寿命の延伸を目的に、健康診査、歯科健康診査、加齢に伴う虚弱な状態（フレイル^(注6)）<u>など高齢者の特性に応じた訪問指導等の保健事業^(注7)や医療費通知事業など</u>を実施して、それによりもたらされる医療費の適正化に努めています。 (略)</p>																																																																

改正箇所	改正後	改正前
○ 7 ページ 注 7	<p><u>高齢者保健事業</u>：法第 125 条においては「<u>高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業</u>」と規定されています。</p>	<p><u>保健事業</u>：法第 125 条においては「健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業」と規定されています</p>
○ 8 ページ 第 2 高齢者医療を取り巻く現状と医療保険者としての課題	<p>5 医療保険者としての課題</p> <p>広域連合は、これまで市町村や関係機関と連携し、健康診査<u>や訪問保健指導</u>、長寿・健康増進事業等の<u>高齢者保健事業を実施するとともに</u>、医療費通知<u>や後発医薬品の使用促進など</u>医療費の適正化に取り組んでいます^(注8)が、前述の<u>高齢者保健事業</u>の状況にみられるように、平均寿命と健康寿命には差があります。</p> <p>(略)</p> <p>このような状況において、広域連合は、将来にわたり被保険者が必要かつ適正な医療を受けられるよう、北海道の地域の実情を的確に把握するとともに、市町村等との連携を一層図り、医療費の適正化や<u>高齢者保健事業</u>を推進し、健全な制度運営等に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>5 医療保険者としての課題</p> <p>広域連合は、これまで市町村や関係機関と連携し、健康診査<u>事業、歯科健康診査事業</u>、長寿・健康増進事業などの<u>保健事業や、重複・頻回受診者への訪問指導</u>、医療費通知<u>、後発医薬品の使用促進などの</u>医療費の適正化に取り組んでいます^(注8)が、前述の<u>保健事業</u>の状況にみられるように、平均寿命と健康寿命には差があります。</p> <p>(略)</p> <p>このような状況において、広域連合は、将来にわたり被保険者が必要かつ適正な医療を受けられるよう、北海道の地域の実情を的確に把握するとともに、市町村等との連携を一層図り、医療費の適正化や<u>保健事業</u>を推進し、健全な制度運営等に取り組んでいく必要があります。</p>

改正箇所	改正後	改正前
○ 9～10 ページ 第4 施策の方針	<p>2 高齢者保健事業の充実</p> <p>広域連合と市町村は、被保険者の健康管理への意識を高め、健康の保持増進を図るため、フレイルに着目した対策に重点を置くとともに、関係機関と連携しながら、生活習慣病の重症化予防など、次の事業に取り組みます。</p> <p><u>なお、取組に当たり、広域連合は高齢者保健事業の一部についてその実施を市町村に委託するとともに、広域連合と市町村は、高齢者保健事業と市町村が実施する国民健康保険保健事業及び地域支援事業の一体的な実施に努めます。</u></p> <p>(1) 広域連合は、第2期保健事業実施計画に基づき、生活習慣病の重症化予防、口腔機能の低下防止、心身機能の低下防止等を目的として高齢者保健事業を推進します。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 広域連合は、市町村及び関係機関と、高齢者保健事業の効果的・効率的な取組のため連携を強化します。</p> <p>(略)</p>	<p>2 保健事業の充実</p> <p>広域連合と市町村は、被保険者の健康管理への意識を高め、健康の保持増進を図るため、フレイルに着目した対策に重点を置くとともに、関係機関と連携しながら、生活習慣病の重症化予防など、次の事業に取り組みます。</p> <p>(1) 広域連合は、第2期保健事業実施計画に基づき、生活習慣病の重症化予防、口腔機能の低下防止、心身機能の低下防止等を目的として保健事業を推進します。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 広域連合は、市町村及び関係機関と、保健事業の効果的・効率的な取組のため連携を強化します。</p> <p>(略)</p>

改正箇所	改正後				改正前																							
○11 ページ 第4 施策の方針	<p>4 市町村との連携強化による被保険者等の利便性の向上 (略)</p> <p>(4) 広域連合は、<u>高齢者保健事業と市町村が実施する国民健康保険保健事業及び地域支援事業の一体的な実施の推進に向け、連携・協力を図ります。</u> (略)</p>				<p>4 市町村との連携強化による被保険者等の利便性の向上 (略)</p> <p>(4) 広域連合は、<u>市町村が実施する高齢者に対する保健事業及び地域支援事業の一層の推進に向け</u>連携・協力を図ります。 (略)</p>																							
○12 ページ 第5 広域連合及び市町村が行う事務	<p>広域連合と市町村の主な事務分担</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施策の方針</th> <th>区分</th> <th>広域連合が行う事務</th> <th>市町村が行う事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療費の適正化の推進</td> <td rowspan="2">医療費の適正化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検 ・医療費通知の実施 ・第三者行為損害賠償求償事務の実施 ・不正・不当利得返還の対応 ・後発医薬品の利用差額通知の送付 ・療養費の適正な給付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為求償届出の受付 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品の普及啓発 ・適正受診に関する周知・広報 </td> </tr> </tbody> </table>				施策の方針	区分	広域連合が行う事務	市町村が行う事務	医療費の適正化の推進	医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検 ・医療費通知の実施 ・第三者行為損害賠償求償事務の実施 ・不正・不当利得返還の対応 ・後発医薬品の利用差額通知の送付 ・療養費の適正な給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為求償届出の受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品の普及啓発 ・適正受診に関する周知・広報 		<p>広域連合と市町村の主な事務分担</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施策の方針</th> <th>区分</th> <th>広域連合が行う事務</th> <th>市町村が行う事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療費の適正化の推進</td> <td rowspan="2">医療費の適正化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検 ・医療費通知の実施 ・第三者行為損害賠償求償事務の実施 ・不正・不当利得返還の対応 ・後発医薬品の利用差額通知の送付 ・療養費の適正な給付 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為求償届出の受付 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・重複・頻回受診者等への訪問指導の実施 ・後発医薬品の普及啓発 ・適正受診に関する周知・広報 </td> </tr> </tbody> </table>				施策の方針	区分	広域連合が行う事務	市町村が行う事務	医療費の適正化の推進	医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検 ・医療費通知の実施 ・第三者行為損害賠償求償事務の実施 ・不正・不当利得返還の対応 ・後発医薬品の利用差額通知の送付 ・療養費の適正な給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為求償届出の受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・重複・頻回受診者等への訪問指導の実施 ・後発医薬品の普及啓発 ・適正受診に関する周知・広報 	
施策の方針	区分	広域連合が行う事務	市町村が行う事務																									
医療費の適正化の推進	医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検 ・医療費通知の実施 ・第三者行為損害賠償求償事務の実施 ・不正・不当利得返還の対応 ・後発医薬品の利用差額通知の送付 ・療養費の適正な給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為求償届出の受付 																									
		<ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品の普及啓発 ・適正受診に関する周知・広報 																										
施策の方針	区分	広域連合が行う事務	市町村が行う事務																									
医療費の適正化の推進	医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検 ・医療費通知の実施 ・第三者行為損害賠償求償事務の実施 ・不正・不当利得返還の対応 ・後発医薬品の利用差額通知の送付 ・療養費の適正な給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為求償届出の受付 																									
		<ul style="list-style-type: none"> ・重複・頻回受診者等への訪問指導の実施 ・後発医薬品の普及啓発 ・適正受診に関する周知・広報 																										

改正箇所	改正後				改正前			
○12 ページ 第5 広域連合及び市町村が行う事務	広域連合と市町村の主な事務分担				広域連合と市町村の主な事務分担			
	施策の方針	区分	広域連合が行う事務	市町村が行う事務	施策の方針	区分	広域連合が行う事務	市町村が行う事務
	高齢者保健事業の充実	高齢者保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業実施計画 (データヘルス計画)の策定及び評価 ・疾病・医療費分析の実施<u>及び</u>提供 ・<u>高齢者保健事業の企画調整、委託及び実施</u> ・<u>高齢者保健事業の実施状況の整理、分析及び評価</u> ・市町村が実施する長寿・健康増進事業等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> <u>・高齢者保健事業の実施に係る方針の策定</u> <u>・疾病・医療費分析結果の活用</u> <u>・地域の特性を踏まえた高齢者保健事業の企画調整及び受託実施</u> ・健康保持増進に関する事業の実施 ・被保険者に対する啓発・健康教育等の実施 <u>・高齢者保健事業の実施状況等の報告及び評価</u> 	保健事業の充実	保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業実施計画 (データヘルス計画)の策定及び評価 ・疾病・医療費分析の実施<u>及</u>提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保持増進に関する事業の実施 ・市町村が実施する長寿・健康増進事業等への支援 ・被保険者に対する啓発・健康教育等の実施 <u>・疾病・医療費分析結果の活用</u> <p><u>健康診査、歯科健康審査、訪問指導等事業等の実施</u></p>
	(略)							